

八尾市規則第〇〇号

八尾市空家等対策協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市空家等の適正管理に関する条例(平成30年八尾市条例第〇号)第条の規定に基づき、八尾市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査、審議する。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) その他空家等(法第2条第1項に規定する空家等をいう。)に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、市長のほか、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の役員
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(部会)

第5条 協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、建築部住宅政策課において処理する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。